

令和5年度香川地方最低賃金審議会
第3回はん用機械器具、生産用機械器具、業務
用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和5年10月10日(火)

香川労働局第1会議室

出席者	公益側	東、高塚、元木
	労働者側	佐山、中村、橋本
	使用者側	川西、近澤、村上

議 題 1 香川県特定（機械）最低賃金額改正の審議について
 2 その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の第3回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日は、傍聴人が1名おります。

机上に配付しております資料は、会議次第1枚でございます。

配付されておりますでしょうか。

それでは、東部会長、議事の進行をお願いいたします。

○東部会長

それでは、早速ですが、最低賃金額の審議に入ります。

前回の審議で、労使双方より金額提示を受け、その根拠も拝聴させていただきました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示していただきましたが、労側プラス 54 円、使用者側プラス 20 円と双方の提示金額には乖離がございます。

前回の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところであり、このあと金額提示いただきますようお願いいたします。

ただ今、労使の主張には隔たりがございますが、是非とも全会一致で結論が得られますよう、格段のご配慮をお願いしたいと思います。

ここから先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項に基づき、非公開となります。

傍聴人の方は退室していただくこととなりますが、事務局より留意事項について説明をお願いします。

○賃金室長

留意事項について、事務局よりご説明します。

傍聴人の方は、事務局職員が控室までご案内します。

途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。

退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、指定時刻までに傍聴人の方は傍聴整理券番号と同じ席に着席してください。

控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可能となる旨といつまでに着席するよう指定時刻を記載した紙を控室の出入り口を入れてすぐの場所に掲示してお知らせします。

なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご注意ください。

また、審議の状況によりましては、審議が全て終了するまで非公開となる場合がございますので、ご了承ください。

○東部会長

それでは、傍聴人の方は、退室してください。

事務局の方は、控室へのご案内をお願いします。

傍聴人の方が退室するまで審議は一時中断します。

(傍聴人退室)

(以下非公開)

――了――